

医療型児童発達支援

令和6年4月報酬単価

医療型児童発達支援センターで行う場合	
肢体不自由児の場合	487 単位
重症心身障害児の場合	600 単位
指定発達支援医療機関で行う場合	
肢体不自由児の場合	435 単位
重症心身障害児の場合	549 単位

令和4年10月報酬単価

医療型児童発達支援センターで行う場合	
肢体不自由児の場合	389 単位
重症心身障害児の場合	501 単位
指定発達支援医療機関で行う場合	
肢体不自由児の場合	338 単位
重症心身障害児の場合	450 単位

医療型児童発達支援

令和6年4月報酬単価

地方公共団体の場合	96.5 %	
定員超過利用減算	70 %	
通所支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
開所時間減算		
4時間未満	70 %	
4時間以上6時間未満の場合	85 %	
支援プログラム未公表減算	85 %	新設
※令和7年4月1日から適用		
身体拘束廃止未実施減算	99 %	新設
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設
業務継続計画未策定減算	99 %	新設
情報公表未報告減算	95 %	新設
家族支援加算(Ⅰ) 月4回を限度		
居宅を訪問(所要時間1時間以上)	300 単位	新設
居宅を訪問(所要時間1時間未満)	200 単位	新設
事業所等で対面	100 単位	新設
オンライン	80 単位	新設

令和4年10月報酬単価

地方公共団体の場合	96.5
定員超過利用減算	70
通所支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70
3月以上連続して減算の場合	50
開所時間減算	
4時間未満	70
4時間以上6時間未満の場合	85
身体拘束廃止未実施減算	-5
家庭連携加算(月4回を限度)	
1時間未満	187
1時間以上	280
事業所内相談支援加算(Ⅰ)(月1回を限度)	100
事業所内相談支援加算(Ⅱ)(月1回を限度)	80

家族支援加算(Ⅱ) 月4回を限度		
事業所等で対面	80 単位	新設
オンライン	60 単位	新設
子育てサポート加算(月4回を限度)	80 単位	
食事提供加算(Ⅰ)	30 単位	
食事提供加算(Ⅱ)	40 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位	
欠席時対応加算(月4回を限度)	94 単位	
※重症心身障害児を支援する場合に限り 定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度		
専門的支援実施加算(原則月4回を限度)	150 単位	新設
集中的支援加算(月4回を限度)	1000 単位	新設
個別サポート加算(Ⅰ)	120 単位	新設
個別サポート加算(Ⅱ)	150 単位	新設
入浴支援加算(月8回を限度)	55 単位	新設
送迎加算		
重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 片道につき	40 単位	新設
医療的ケアスコアが16点以上の場合 片道につき	80 単位	新設
※同一敷地内の場合	70 %	

食事提供加算(Ⅰ)	30
食事提供加算(Ⅱ)	40
利用者負担上限額管理加算	150
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6
欠席時対応加算(月4回を限度)	94
※重症心身障害児を支援する場合に限り 定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	
特別支援加算	54
個別サポート加算(Ⅰ)	100
個別サポート加算(Ⅱ)	125
送迎加算(重症心身障害児に限る)片道につき	37
※同一敷地内の場合	70

保育職員加配加算	50 単位	
※一定の条件を満たす場合	+22 単位	
延長支援加算		
イ.肢体不自由児の場合		
1時間未満	61 単位	
1時間以上2時間未満	92 単位	
2時間以上	123 単位	
ロ.重症心身障害児又は医療的ケア児の場合		
1時間未満	128 単位	
1時間以上2時間未満	192 単位	
2時間以上	256 単位	
関係機関連携加算(Ⅰ) 月1回を限度	250 単位	新設
関係機関連携加算(Ⅱ) 月1回を限度	200 単位	新設
関係機関連携加算(Ⅲ) 月1回を限度	150 単位	新設
関係機関連携加算(Ⅳ) 1回を限度	200 単位	新設
事業所間連携加算(Ⅰ) 月1回を限度	500 単位	新設
事業所間連携加算(Ⅱ) 月1回を限度	150 単位	新設
保育・教育等移行支援加算	500 単位	新設
※入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	12.6 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	9.2 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	5.1 %	

保育職員加配加算	50
※一定の条件を満たす場合	+22
延長支援加算	
肢体不自由児の場合	
1時間未満	61
1時間以上2時間未満	92
2時間以上	123
重症心身障害児の場合	
1時間未満	128
1時間以上2時間未満	192
2時間以上	256
関係機関連携加算(Ⅰ)	200
関係機関連携加算(Ⅱ)	200
保育・教育等移行支援加算	500
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	12.6
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	9.2
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	5.1

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1.3 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.0 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	2.0 %

※令和6年5月31日まで算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	17.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	17.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	16.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	12.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	15.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	14.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	15.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	13.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	12.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	11.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	10.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	14.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	9.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	8.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	10.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	7.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	8.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	6.8 %	新設

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1.3
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.0
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	2.0

※令和6年6月1日から算定可能

※(V)については、令和7年3月31日まで算定可能



%

%

%

%

%

%

单位

%

单位

%

%

%

%
%
%

